

職業訓練と労働者

教育基本法との関連で

佐々木 亨すずむ

今日のわが国の職業訓練は、その運営の主体からみると、(一)国・地方自治体・雇用促進事業団など公共団体の設置・運営している公共職業訓練と、(二)企業の設置・運営する企業内職業訓練とに大別することができる。(このほかに小教ではあるが法人である労働組合の設置・運営する職業訓練が存在する。一九五八年の職業訓練法では、労組の実施する職業訓練は公共職業訓練の一種とみなされていた。)これは運営主体からみてのことであるが、わが国では公共職業訓練の施設が少なく、またその内容も工業高校などに比較すると貧弱なものが多いため、職業訓練は企業内訓練とほとんどイコールのものを受けとられている場合が多い。

また、「職業訓練」と呼ぶかどうかを別にすると、現実に多くの青年男女、壮年者が職業技術教育を受けている施設として各種学校が広汎に普及している事実

も無視することができない。本稿ではこの各種学校の問題についてふれることはできないが、各種学校は、その大部分が私立学校であるために、中教審答申のいう「教育費用の受益者負担」なる原則が最も貫徹されている教育施設である、という事実は指摘しておかなくてはならない。

ところで、職業訓練は、「職業技術教育」と呼ばれることがあることにも示されるように、ほんらい「教育」としての機能をふくんでいるが、大部分の労働者にとって職業訓練イコール企業内訓練であったために、職業訓練というものは資本が自分のつごうに合わせて恣意的に実施する訓練だから「教育」とは無縁なものだという事態の本質をみ誤った一面的な理解がかなり広汎に普及している。企業内教育は教育とは別のものだという見解を資本家達はたんに支持してきただけでなく、自分達の利益のために積極的に活用してきた。「企業内教育はいわゆる教育ではないから、労働者・労働組合が

あれこれ口ばしを入れるには及ばない」というわけである。この点について、日経連は「新労務管理に関する見解」(一九五五年五月九日)のなかで、「従業員は何よりも職業人でなければならず、この面における教育は労働組合の組織と運営に関する支配介入にならざる限りすべし、労務管理の立場から採り上げうる分野でなければならぬ」(傍点は引用者、以下同様)といひ、また山田雄一氏は「もつとほつきり」と、「企業内教育は、国民のための教育でもなければ、市民のための教育でもなければ、産業人のための教育でもないはずです。企業が、企業のために、企業の手で行なう教育が企業内教育にほかなりません。いいかえれば、ある企業が、その企業にとっての理想的人間像を描き出し、従業員をその理想的人間像に到達させるために行なう教育です」といっている。(山田氏は、現在は茨大

助教授であるが、この引用文ののっている書物を執筆した当時は富士製鉄の教育部教育課長であった。)資本の側からこの

ような意義を与えられている企業内教育が労働者にとって何を意味するかをむきだしのかたちで明らかにしたのは、国鉄によるマル生教育の強行とこれに反発した国労・動労の反対闘争であった。マル生教育をめぐる国鉄労資間の本質的な争点の一つが企業内教育問題にあったことについては、私は別の機会にやや詳しくのべたし、またそれは討論されたこともあるので、ここではとりあえず要点だけを指摘しておく。

マル生教育の本質的な特徴の一つは、「生産性向上運動」の名を借りた労働組合攻撃・労働者にたいする思想攻撃が、職業訓練と一体となって展開されてきたことであつた。そして、それが、資本の意のままに展開された有力な原因の一つは、国鉄の労働組合がわが国の他の多くの労働組合と同様に、企業内教育や職業訓練が多く、労働者の利害に深く結びついているという事実や労働者が職業訓練に深い関心をもっているという事実を軽視し、労働組合として企業内教育に関与

しこれを民主化する努力を殆んどしてこなかったことにある。いいかえれば、マル生教育は殆んど資本の意のままに行なわれたし、そのなかで不当労働行為をふくむ民主的な労働組合の組織破壊も行なわれてきたのだが、そういう結果を招いたことを、資本の思想攻撃をはねのけるための思想教育や職場闘争が不足していたというような、多くの論者が指摘するような原因のみに帰するのは極めて一面的であって、企業内教育に無関心であったという労働組合側の伝統的？な態度にも重要な責任の一つがあったといわなければならないのである。

マル生教育の名で行なわれてきた企業内教育のすべてが資本の思想攻撃であり民主的労働組合の破壊工作であるならば、断固としてこれに反対し、やめさせ、反面で自らの労働者教育を徹底し職場活動を強化すればすむはずの道理である。しかし、マル生教育はもともと企業内教育の一環として行なわれてきたものであり、企業内教育には労働者の資格の向上やそのための試験・技術の進歩に対処するための転換訓練などをふくむ職業訓練という重要な側面がふくまれているから、労働組合としても、マル生教育をやめろということではあるが、今の段階で企業内教育を全廃しろということではできない。その意味で、マル生教育を中止させた後の段階で、(国鉄労働組合が企業内教育の民主化)という課題にとりくみは

じめたことは、同労組がわが国労働組合運動のなかで占めている位置の大きさからいっても、重要な意義をもっている。

二

七二年五月に、国労は国鉄当局にたいしてマル生教育中止後の企業内教育再開に関連して文書で申し入れを行なったが、その文書は企業内教育も憲法二六条と教育基本法の精神にそって行なわれるべきだという趣旨をのべている。このことは、今日のわが国の教育民主化闘争に重要な意義をもつといわなければならない。これまでのところ、憲法二六条と教育基本法の研究は、どちらかといえば学校教育を中心とした公教育の民主化という観点からすすめられており、その意味では教育基本法の精神に反して、教育基本法にいう「教育」の意義と範囲を狭く解する傾向がみられたのであるが、国労の問題提起が直接のきっかけとなって、教育基本法の精神がより広い視野のなかでとらえられるようになってきたのである。

国労の提起した問題を私なりに整理すれば、(一)国鉄において企業内教育として実施されている職業訓練を憲法や教育基本法にいう教育としてとらえること、(二)企業内教育といえども教育基本法の要求する民主主義的な諸原則を守るべきであること、の二点に集約されるように思

う。これは、観点を変えると(一)憲法・教育基本法と職業訓練の関係、および(二)憲法・教育基本法と企業内教育との関係、と整理することもできる。

第一の問題については、別の機会に少しふれたこともあるのだが、今日までの研究によれば、職業訓練が憲法二六条や教育基本法にいう「教育」の一環としてとらえられるべきことは明らかである。その論点を整理しておくこととつぎのとおりである。①一般に教育権は生存権の文化的側面を充足しようとするものであって生存権の重要な構成部分をなしていると考えられるが、生存権・幸福を追求する権利が一般に人が労働に参加することを通して実現されるものであることを考えるとき、教育を受ける権利はその労働する権利を保障するための権利でもあると考えられるから、職業訓練を受ける権利は当然に教育を受ける権利にふくまれると解される。②このような意味で社会主義国や人民民主主義国の憲法が、教育を受ける権利を明記した条項においてその権利が学校教育などとともに職業訓練(「職業技術教育」)を受けることによっても保障されることを明記していることは、周知のところである。ソビエト社会主義共和国同盟憲法第一二一条、ポーランド人民共和国憲法第六一条、一九六八年のドイツ民主共和国憲法第二五条などはその典型である。社会主義国においては、教育と職業訓練との社会的性格の上

での差別は基本的には解消されているとみてよく、とくに、職業訓練を統一的社会主義教育制度の一環として組み入れているドイツ民主共和国の教育体系はその典型であろう。③資本主義国の憲法典においては、職業訓練を受ける権利を教育を受ける権利として明記している例はあまり知られていないようであるが、一九四六年のフランス共和国憲法の前文——その大綱は一九五八年憲法にも継承されているとレオンは(6)——において、「国家は教育、職業訓練及び文化にたいする児童と成人の機会均等を保障する。無障にして非宗教的な公共教育の編成はあらゆる段階を通じてこれを国家の義務とする」と規定して職業訓練の憲法典上の位置づけを明らかにしていたことは注目すべきは、教育基本法を制定する上に大きな貢献をした教育刷新委員会の議論では、職業訓練が明らかに教育の一環として位置づけられていた事実である。(6)

このことは制定された教育基本法の第二条、第七条からも明らかであるが、教刷委原案の審議の過程で第七条に掲げるべき事項として「国及び公共団体は、教育の目的を達成するため、家庭及び学校に於ける教育活動の外あらゆる手段方法による教育の実施に努力しなければならないこと。[]工場、事業場その他勤務の場においてなされる教育の施設は、国及び公共団体によって奨励されるべきであるこ

と」が掲げられていた事実には顯著に示されている。⁽⁹⁾つまり、教刷委は、社会教育というものを、今日の一部の人のように「文部省所管の社会教育」にせまく限定せず、むしろ労働者教育を中心に考察したのである。このような立法者の意志は、教育基本法の制定直後に出された同法の解説書にも貫徹されている。⁽¹⁰⁾社会教育のなかに職業訓練をふくめて考えていた教刷委の右の見解は、教育基本法の制定以後においても更にふんざれ、強調されていた。すなわち、一九四八年二月二七日の教刷委第五八回総会で採択された第一三回建議「労働者に対する社会教育」は、その第一項で労働者に対する社会教育としては「労働問題、並びに労働関係法規に関する理解の促進と職業的知識及び技術的熟練の修得と、更に社会的、文化的教養を高め人格の陶冶を期する教育とを有機的総合的に実施すること」とのべ、職業訓練を労働者に対する教育の重要な一環として位置づけている(傍点引用者)。⁽¹¹⁾そして同建議の第三項は「労働者のための技能者養成所、見習工教習所、組合学校等の教育に対して

も、前記の趣旨の普及及び徹底を図ること」を重ねて強調しているのである。当時、宮原誠一氏が現職教育を社会教育のスコープの最も重要なものの一つにあげていたのも教刷委と同様の観点に立っていたものと解されている。⁽¹²⁾

国労が提起した論点の第二の問題すなわち企業内教育と教育基本法との関係、あるいは企業内教育においても教育基本法の精神は守られるべきだという主張は、私の知る限りこれまであまり議論の対象とされたことがないようでもあるので、慎重な吟味が必要である。というのは、国労の右の主張にたいして国鉄当局が企業内教育の法的根拠は憲法二九条の財産権規定にあるから、国鉄としては公序良俗に反しない限り(民法九〇条を念頭においているらしい——引用者)何でもできるなどと回答しているし、この国鉄当局の主張を裏づけるためかと思われるような安西氏の論文がごく最近になって現われたりしている事実もあるからである。安西論文の論旨を紹介する余裕はないが、ここでの問題と関連する点に限っていえば、安西氏は一般に教育・訓練は①国民としての教育、②労働者としての教育、③従業員としての教育に区分できるとし、このうち学校教育が中心となる①については教育基本法が適用されるが②③については一般には適用がないとしている。ただし、②のうち公共職業訓練については教基法の直接の適用はないがその諸原則は尊重されねばならないとし、また③のうちの労働者として成熟していない若年者にたいする新入社員教育

に際して一般教育を施すに当たっては、「教育基本法においていわれているような社会的中立性、社会的公共性の諸原則の趣旨が尊重されねばならないであろう」としている。一見、教育・訓練の実態に即して考察されているごとくではあるが、前節でのべた教基法七条の立法趣旨だけからみても、教基法の理論を正しく理解していないといわなければならない。

企業内教育に教育基本法の適用があるか否かは、具体的には、七条だけではなく、二条前段を正しく解釈することを通して考察しなければならない。というのは、憲法二六条や教育基本法にいう教育を受ける権利は、一般に基本的人権の一部と考えられるのであるが、他方に、基本的人権の保障は私人が公権力に要請するものであって私人相互間に遵守が要請されるものではないとする考え方があられるからである。たとえば、日本国憲法第一九条は思想・良心の自由を侵してはならないとし、また第一四条がすべての国民が法の下に平等で信条等によつて経済的または社会的関係において差別されないとしているが、一部の企業では、企業の自由(その憲法典上の根拠は第二九条)をたてにあって、企業にとつて好ましくない思想をもつ労働者を採用しないあるいは解雇することができる主張する例がみられるのである。現在、最高裁の審理に系属中の三菱樹脂対高野実氏の事件

はその一例である。

三菱樹脂事件の場合、地位保全の仮処分申請、一審、二審とも思想・信条による差別を不当とする原告側が勝訴したが、被告企業は、企業の自由が労働者の思想・信条の自由と両立しないとして最高裁に上告したのである。この場合、高野君を守る側が企業側に反論するために提出した意見書にみられる特色の一つは、憲法典が要請している基本的人権の保障は私人間の法律行為でも遵守されるべきであるが、それは憲法典の規定が私人間の法律行為に直接に適用されるのではなく、民法九〇条、労働基準法三条など下位法の規定を通して間接的に適用されるべきものだとしている点である。三菱樹脂事件の場合には、基本的人権の中核の一つである思想・信条の自由をめぐって争われているのであるが、基本的人権と企業の自由との関係というより一般的な法律問題としても、憲法典に規定される基本的人権は私人間の法律行為においても間接的に適用されるといふ学説(間接適用説)が有力であることを指摘しておかなくてはならない。⁽¹³⁾

基本的人権の保障に関して間接適用説が有力であるという今日の法学界の趨勢を考えると、教育基本法第二条前段の規定は特別に重要な意義をもっていることがわかる。すなわち、ここでは、第一条で教育の目的を明らかにした趣旨をうけて、「教育の目的は、あらゆる機会に、

あらゆる場所において、実現されなければならぬ」と規定しているのであって、

この規定には、私人間の契約事項に属すると考えられる企業内教育を除くという趣旨の解釈の成り立つ余地がないのである。宮原誠一氏が教育基本法二条について、「法前文および第一条に示されているような教育の目的が把握されたとき、当然、教育は学校教育を超え、子どもの教育を超えていた。」「親も教師も、経営者も労働者も、地主も小作人も、政治家も官吏も、すべての国民が価値観を一新し、新たな理想にむかって再生の努力を開始しなければならず、そのために必要な教育活動が、いたるところではじめられなければならない。」「本法の明示する教育の目的を事実上空文化しようとする力が、内と外から日本の全土を蔽うている現在、このわれわれの教育の目的にもとづくいとなみを、子ども・青年・成人をつうじ、学校・職場・地域にわたる、総体としての国民教育として組織し創造していくことが国民に課せられたきびしい歴史的課題であることは、いかに強調しても強調しすぎることはない」(傍点引用者)と書いたとき、それは誠に正鵠を射た指摘であった。この点で、同氏が「あらゆる機会」・「あらゆる場所」とは、「われわれにとって理論的・実践的に鮮烈な課題であり、形式的な措辞とは遠い」としているにもかかわらず、一部にこの二条前段の

規定を散文的修辭であるかのように扱う傾向がみられるのは、遺憾である。

このようにみえてみると、教育基本法二条、七条の規定からみて、公共職業訓練に教基法の精神の遵守が直接に要請されていることがいうまでもないというだけでなく、企業内教育についても、二条前段の規定からして教基法の掲げる理念の追求が要請されているといわなければならないのである。二節に紹介したように、教刷委の第一三回建議の第三項が、(企業内の)技能者養成所——これは当時の企業内職業訓練の一般的呼称である——や見習工教習所のほか、組合学校の教育まで例示して教育の目的追求を要請しているのは、たんに教基法七条の精神に発しているというよりは、すぐれて一条・二条前段の規定を基礎として重視していたものと解されるのである。

なお、教基法二条前段の趣旨からいえば、公然と受益者負担の原則で経営されている各種学校についても、教基法の理念追求が要請されていることを指摘しておくことは必要であろう。

最近、「生涯教育」の名において企業内教育をふくむ職業訓練や各種学校の教育をも権力の教育政策のわく組みのなかでとらえようとする動きが顕著であるが、他方で、ILOをもふくむ国際的な舞台では、労働者に対する市民教育、職業訓練、労働組合教育を一体として、これを受けることは労働者の教育への権利

であると自覚が強まっていることも注目しなければならない⁽¹⁸⁾。そして、このような考え方は、憲法・教育基本法の理念に合致している、という事実はわれわれにとって極めて重要な今日的意義をもっていると考えられるのである。

(専修大学教授)

注

- (1) 日本経営者団体連盟『十年の歩み』一九五八年、一五〇ページ。
- (2) 山田雄一『社内教育入門』一九六七年、一四ページ。
- (3) 拙稿「労働組合と企業内教育・職業訓練」『月刊労働問題』一九七二年一月号、三—一四ページ。
- (4) 「シンポジウム・教育と労働者(三)」『月刊総評』一九七三年一月号、三六—二七ページ。
- (5) 拙稿「職業訓練と憲法二六条・教育基本法」『専修大学社会科学研究所月報』第一〇九号、一九七二年一〇月。
- (6) 佐々木亨・依田有弘「憲法・教育基本法における職業技術教育の位置づけに関する研究(一)」一九七二年九月(プリンストン・日本社会教育学会第一九回大会における報告)。
- (7) 小川利夫「教育基本法第七條」、『別冊法学セミナー・基本法コンメンタール』12・教育法』一九七二年一月、五九—六五ページ。
- (8) アントワーン・レオン、池端次郎訳『フランス教育史』、一九六九年、一一二—一三三ページ。

- (9) 鈴木英一『教育行政——戦後日本の教育改革』3、一九七〇年、二九四—三〇〇ページ。
- (10) 辻田力・田中二郎監修・教育法令研究会『教育基本法の解説』一九四七年、一〇七—一〇八ページ。
- (11) 『教育刷新審議会要覧』一九五二年、四七—四八ページ。
- (12) 宮原誠一『教育と社会』一九四九年、一八〇—一八二ページ。同「社会教育の本質」同編『社会教育』一九五〇年、三六、五八—六〇ページ。
- (13) 安西愈「企業内教育の法的根拠とその限界」、『公企労研究』一九七二年九月号、四七—五六ページ。
- (14) 有倉道告「思想・信条による解雇の不合理性、不当性と憲法的視点」、『労働法律旬報』第七二七号(一九七〇年一月月上旬号)、三—一四ページ。
- (15) 岸部信喜「私人間における基本的人権の保障」、『東京大学社会科学研究所編』『基本的人権』1・総論、一九六八年、二五—二九二ページ。
- (16) 宮原誠一「教育の方針」、宗像誠也編『教育基本法』一九六八年、一〇二—一〇三ページ。
- (17) たとえば経済企画庁総合計画局編『情報化社会における生涯教育——経済審議会教育・文化専門委員会報告』一九七二年。
- (18) 拙稿「教育を受ける労働者の権利——有給教育休暇をめぐる」、『教育』一九七二年二月号、一〇八—一一二ページ。
- (19) 阿久津一子「教育への労働者の権利——ILOの舞台から」、『技術教育研究』第三号、一九七三年一月、二六—三一ページ。